

建築家資格制度の教育要件と実務要件の接続・重合に関する研究

田中友章（明治大学）・藍谷 鋼一郎（テキサスA&M大学）

1. はじめに

1.1 研究の背景と目的

グローバル化の進展に伴って建築界でも国際化に関わる取り組みが進展しており、各国および各地域で、建築家資格、教育プログラム、認証制度等からなるシステムを国際通用性を伴うかたちで整備することが求められている。

本研究では、過去3年間の研究で得た教育プログラム、認証制度、資格制度についての知見を基に、米国を中心とした建築家資格制度について、近年の資格要件の改訂にまつわる動向とその背景を明らかにする。そして、得られた成果に基づいて教育要件と実務要件の接合について考察し、日本で近未来的に必要なとされる資格制度・建築教育システムについて有益な知見を得ることを目的とする。

1.2 研究の方法

本研究では、過去3年の成果に基づいて、継続性を持って研究を進展させ、以下の方法と手順で調査・研究を行った。

- ①過去調査・研究成果に基づいて、文献およびWeb等により追加の情報収集等を行い、米国における建築家制度の概要と近年の動向について整理し、調査先の選定・調整を行った。
- ②全米建築高等教育機関協会 (ACSA) が実施する管理・運営担当教員会議 (Administrators Conference) に参加して各セッションの内容を把握・分析するとともに、全米建築家登録委員会協議会 (NCARB)、アメリカ建築家協会 (AIA) 等関係機関のヒアリング等を行い、資格要件の改訂動向を調査した。
- ③調査結果の整理・分析を行った上で、考察を行なった。

2. 米国の資格制度システムの改訂動向

2.1 米国の建築家資格制度の概要

米国の建築家制度は、(1)教育要件、(2)実務要件、(3)試験要件の3つの独立した要件からなる。現行の制度では、教育認証のなされた専門職学位 (Professional Degree) を取得した上で、4セクションで合計5600時間の実務研修プログラム (IDP) を修了し、7科目からなる建築家登録試験 (ARE) に合格することにより、州ごとに登録される建築家資格を得ることができる。なお、昨今の建築界を取り巻く環境の変化に応じて、3つの資格要件は以下の改訂が予定されている。

2.2 建築家登録試験 (ARE) の改訂

試験要件である建築家登録試験 (Architect Registration Examination) は全米建築家登録委員会協議会 (NCARB) が実施し、1974年の導入以降、既に複数回の改訂が行なわれている。1997年からコンピューターによる試験が導入され、2001年からは約5年ごとに実施される総合的調査の結果をふまえて改訂がなされている。2006年から各科目合格の有効制限が導入され、最初の科目に合格後5年以内に全科目を完了することが必要となった。現行のARE 4.0は2008年に導入されたが、ARE 4.0から製図試験と多肢選択式試験を組み合わせたハイブリッド型試験を導入し、ARE3.1から導入済の正答

全部選択式・空欄数値記入式と合わせて、7部門で555問の多肢選択式と11の製図試験により構成されている。

次期のARE 5.0は2016年後半の導入に向けて準備が進んでおり、既に2013年12月に科目構成および仕様が発表され、2015年から各種情報や学習資料が順次提供され、ARE 5.0への移行のための準備が本格化している。次期のARE 5.0では現行の7科目から6科目へ再編されるとともに、後述するようにIDPと科目の共通化が図られる予定となっている。

2.3 実務研修プログラム (IDP) の改訂

実務要件は、当初は有資格者の元での3年間の実務経験が要求されていたが、実務研修の質の担保のため1980年より部門ごとの実務内容を詳細に実施・管理する仕組みが導入されてきた。それが発展するかたちで、2000年から実務研修プログラム (Intern Development Program) として、NCARBに登録してログ管理を伴うかたちで実施されている。2012年から導入された現行のIDP2.0では、プレ・デザイン260時間、設計2600時間、プロジェクト・マネジメント720時間、実務管理160時間による必修3740時間に、自由選択1860時間を加えた、合計5600時間の実務研修の修了を求めている。

IDPについても、近い将来の改訂が予定されている。まず第一段階として自由選択時間を削減して、修了要件を3740時間に削減した上で、第二段階として、現行の4部門をARE 5.0の科目と共通化した6部門へ再編する方針が、明らかにされている。この変更は、資格取得者の試験要件と実務要件の関係性への意識づけを強化するためのものと考えられる。

2.4 教育認証プログラム (NAAB Accreditation) の改訂

教育要件である教育プログラム認証 (Accreditation) はNAABにより実施され、現行ではNAAB2009認定基準に基づく審査が行なわれている。近い将来の改訂方針として、2016年の受審より適用される次期NAAB2014認定基準が既に発効し、NAAB2015手続解説書等の準備が行なわれている。

現行のNAAB2009認定基準では、教育プログラムを修了する学生が最低限到達すべき目標として、A批判的思考と表現 (A1~A11)、B統合的建築実務・専門的技能と知識 (B1~B12)、Cリーダーシップと実践 (C1~C9) の3部門32項目からなるStudent Performance Criteria (学生能力目標基準) を設定している。次期NAAB2014認定基準のSPCは、A批判的思考と表現 (A1~A8)、B建築実務・専門的技能と知識 (B1~B10)、C総合的建築による解決法 (C1~C3)、D職能実務教育 (D1~D5) の4部門26項目へ改訂が予定され、総合的デザイン力や専門職倫理を重視する傾向が認められる。

3. ACSA 管理・運営実務者会議の調査

3.1 全米建築高等教育機関協会 (ACSA) の概要

全米建築高等教育機関協会 (Association of Collegiate Schools of Architecture) は、アメリカ合衆国を中心として教育認証を伴う専門職学位を提供する全ての高等教育機関を含ん

表1：管理・運営担当実務者会議のプログラム

1 日 目	午前	①コミュニティカレッジ・ワークショップ (プログラムの分節・編入ポリシー等)
	午後	①新設プログラム・ワークショップ(新たな潮流など) ②NCARBディスカッション(卒業時資格取得制度) ③基調講演(終了後レセプション)
2 日 目	午前	①NAABの基礎(NAAB 101) ②シンポジウム
	午後	①NAAB受審時の準備(NAAB Team Room Prep.) ②シンポジウム ③地区別懇談会
3 日 目	午前	①NAAB教育認証の新基準 ②ワークショップ
	午後	①NAAB審査員育成研修

だ250以上の教育機関などにより構成される団体である。各教育機関に所属する5000名以上の教員等がその主な構成員として活動している。

ACSAは、研究集会、設計競技などの開催や論文集、雑誌の発行などの活動を行っている。会合については、公募論文の発表を中心とした春・秋2回の年次研究集会や2年に1回開催される国際研究集会の他に、毎年11月頃に管理・運営担当実務者会議を開催している。

3.2 管理・運営担当実務者会議の概要

ACSAの管理・運営担当実務者会議は、主に学科長や学科長補佐などの教育プログラムの設置や運営、カリキュラムの変更・構成、教育認証の受審等の業務を担当している教員等が集まり、3日間の期間で開催されるものである。2014年度は11月6日から8日の3日間フィラデルフィアに於いて開催された。会議の主なプログラムを表1にまとめた。

期間中には、NAABの教育認証の仕組みについて、基礎的な知識から審査へ向けた具体的な調査会場や教育プログラム報告書の準備方法、審査員育成のための研修などの多様なセッションが組まれている。加えて、新規に導入や変更が検討されている制度等についても、NAABやNCARBの担当者により情報提供がなされ、関係当事者間の意見交換や議論の場としても機能していることが分かった。

4. 日米の資格制度の動向と考察

上述の調査により、米国の資格制度に関わる3要件の現状と近年の改訂動向を把握することができた。日本国内の現状との比較も交えて以下に考察したい。

第一に、改訂を予定している3要件について、要件間の接続・重合を重視する方向性が認められた。IDPは現行の制度でも、所定の条件のもと在学中から開始可能で、実務との連携型プログラムを開設している教育プログラムも確認されている。今回、新たにNCARBにより資格への統合的道のりの導入の提案がなされ、管理・運営実務者会議で説明等が行なわれた。すなわち、専門職学位を提供する教育プログラムに入学後に在学中に順次IDPの実務研修やAREの科目受験を行ない、卒業と同時に資格取得を可能とする道のりの新設提案である。本提案については、今後各大学からの回答を受けて、2015年以降パイロットプログラムの試行が進められるとみられる。これを実現するためには、3要件を統合的に運用する必要があり、関係当事者間の協働・協力関係が必須となる。次期改訂におけるAREとIDPの部門/科目の共通化や



図1：管理・運営担当教員会議の様子

NAAB2014認定基準の部門D新設はこれらとも連動したものと考えられるが、今後の動向を注視していく必要がある。社会環境の変化の中での職能像の明確化や資格取得に至る累積時間・コスト等の適正化という現状の課題に対応するために、資格要件はその目的や自律性を確保しながら、接続・重合の工夫も含めて、各々の改訂が進められていることが分かった。

第二に、建築家資格制度に関わる各要件が連動するかたちで、国際化の潮流が加速していることが確認できた。NAABは2014基準による受審から、アメリカ国外の教育プログラムも対象として教育認証を提供する方針を示している。平行して、キャンベラアコードなど多国間で本質的同等性を認証する仕組みの構築も進むと考えられ、EESA (NAAB認証学位を持たずにNCARB資格証明書を取得する制度) など副次的道のりの強化も進む動向が確認できた。さらに、IDPは指導主事など所定の条件を満たせば世界中で実施可能であり、AREもアメリカ国外の3カ所の試験センターでも受験可能である。資格自体は域内(国内/州内)で業務独占する性質を持つが、要件は場所に拘束されない仕組みへ移行しつつある。これは資格システム自体も国際的競争の時代へ向かう潮流と考えられ、資格に関わる要件の内容や仕組みについて、国際通用性や本質的同等性の重要性はさらに増していくと考えられる。

5. まとめ・今後の課題

本研究では、米国の建築家資格制度について、ACSAの管理・運営担当教員会議への出席や関係機関へのヒアリング調査等を行うことによって、資格要件の現状や近年の改訂の動向を明らかにすることができた。

資格要件となる3要件は、近い将来に改訂が予定されているが、相互の接合・重合を重視する方向性が認められた。また、各々が独立して自律的に実施されるのではなく、約5年に一度NCARBが実施する、建築家職能・業務に関する総合的な調査・分析(2012 NCARB Practice Analysis of Architecture)の結果に基づいて、その方針や仕様が定められ、相互の関係の中で定期的な改訂が行なわれていることが分かった。

加えて、ACSAが実施している管理・運営担当教員会議が、教育認証制度を中心とした建築家資格システムに関する包括的な情報提供と意見交換の場として機能していることがわかった。当該分野の同等の立場の者(Peer)が相互認証する教育認証の仕組みを支援する機能としても確認できた。

本研究は、現行の枠組みで4年目を完了したが、国際的通用性を伴う発展の観点からは、さらに継続して研究を進め、実践的かつ有益な知見を得ることが必要である。